

## 背景

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図ることは、国としての責務
- 児童福祉法等一部改正法(令和元年6月公布)の附則により、以下の事項について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。
  - ・通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大
  - ・DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方
- 新型コロナウイルス感染症下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との連携の重要性の高まりなど近時のDV対策をめぐる動きについて、現状と課題を整理。

## 報告書の内容

### I これまでの取組等

#### 1 これまでの取組

- (1) DV防止法制定及び改正の経緯
- (2) 内閣府における最近の取組
  - ①民間シェルター等の先進的な取組支援 (R2.4～)
  - ②加害者プログラムの試行実施 (R2.4～)
  - ③相談窓口短縮番号化 (#8008) (R2.10～)
  - ④児童虐待対応との連携強化

#### 2 近時のDV対策をめぐる動き

- (1) 婦人保護事業の見直し
  - ①新たな制度の構築に向けた検討
- (2) 新型コロナウイルス感染症問題下における対応
  - ①相談・支援体制の維持・充実
    - ・DV相談プラスの開設 (R2.4～)
  - ②特別定額給付金の対応

### II DV対策の現状 (論点ごとの整理)

- 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲
- 2 加害者更生のための指導及び支援の在り方
- 3 DV対応と児童虐待対応の連携
- 4 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について
- 5 逃げられない/逃げないDV対応について
- 6 予防教育
- 7 その他(面会交流、被害者の多様な支援)

## Ⅲ 今後の課題

*DV被害者支援の更なる充実を図るため、以下の課題を指摘。*

### 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ①自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来たような場合、医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱える。
- ②性的暴力は、望まない妊娠をもたらすものであり、それにより命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべき。
- ③非身体的暴力については法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは、身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復を困難にさせることから、身体的暴力と同様に扱うべき。

### 2 通報や保護命令の在り方について

- ①現行制度（接近禁止命令、退去命令）のみでは、得られる選択肢が少なすぎて活用しにくくなっているのではないか。
- ②保護命令発令までの間、緊急的に暫定的な効力を有する命令の発令についても検討が求められる。

### 3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- ①政府においては、加害者の脱暴力への更生指導につき、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべき。
- ②加害者をプログラムに通わせることによって関与し続け、脱暴力化を促すとともに、地域においてコントロールすることには意義がある。

### 4 DV対応と児童虐待対応の連携について

- ①支援センターと児童相談所のどちらが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう、DV対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修・相互研修を行うことが必要である。

### 5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- ①中長期的な支援には、市町村の取組強化が重要であり、市町村の支援センターの設置を更に促進する必要がある。
- ②民間支援団体を地域における支援の中に位置付け、財政的支援ができる枠組みを考えていく必要がある。

### 6 逃げられない／逃げないDV対応について

#### ○逃げられないDV

- ①逃げる・逃げないを被害者に選択させる前に、まず、精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できる流れを作っていくことが必要。

#### ○逃げないDV

- ①被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になり得る。現行制度に留まらず、被害者が逃げることなく安全を確保できる制度を組み入れていく必要がある。

### 7 予防教育

- ①DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育が肝要。

### 8 その他

- ①これまででは、被害者に気づきを促し、相談を呼び掛ける広報・啓発が主であったが、今後は、第三者がDVを見過ごさないよう呼びかけることも重要。
- ②被害者支援を行っていく上では、DV対応担当部署のみならず、他施策をより専門的に行っている部署との連携も必要。
- ③支援員の次世代育成を進め、世代交代を図りながら支援の質を上げていくためには、賃金をはじめとする待遇改善等の検討も必要。